

株 主 各 位

千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1
株式会社 **マツモトキヨシ** ホールディングス
代表取締役社長兼COO 吉 田 雅 司

第 2 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第 2 回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年 6 月25日（木曜日）午後 6 時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年 6 月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1
株式会社マツモトキヨシホールディングス本社会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第 2 期（平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第 2 期（平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第 1 号議案 剰余金処分の件
 - 第 2 号議案 定款一部変更の件
 - 第 3 号議案 取締役 9 名選任の件
 - 第 4 号議案 監査役 1 名選任の件
 - 第 5 号議案 当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）更新承認の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/index.html>）において周知させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）における日本経済の現状は、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融・経済危機を契機に、世界的な景気後退が深刻化するなか、株式・為替の急激な変動、輸出産業を中心とする企業業績の低迷や所得の伸び悩みによる雇用情勢の急激な悪化を受け、消費意欲の後退を更に促進させる状況が続いております。

ドラッグストア業界においても、景況感の急激な悪化から個人消費が低迷するなか、M&Aや資本・業務提携による業界再編の加速や価格競争など、業種／業態を越えた競争激化が進み、また、天候要因も相まって、当社グループを取り巻く経営環境は厳しさを増しております。

このような環境のなか、当社グループは引き続き、将来業績に貢献する慎重な出店に注力するとともに、更なる経営の健全化に向けた不採算店舗の閉鎖（スクラップ＆ビルドを含む。）を実行するとともに、既存店の活性化に向けた改装や地域環境に合致した商品カテゴリーの拡充などにも積極的に取り組んでまいりました。

一方、競争環境が激しさを増すなか、小商圏化した市場シェアを確実に確保するため、ロイヤルカスタマーの醸成に向けた販促施策、MKカスタマー商品（プライベートブランド商品）の拡充、お客様ニーズを反映した専門性の高い人材によるカウンセリングを強化するなど、地域に密着した展開に努めてまいりました。

<小売事業>

第2四半期中盤（8月中旬）以降、特に第4四半期においては、気象条件や温度要件によりシーズン商品は低迷し、更に昨年以降、先行き不透明な世界的な金融不安が日本経済に与える影響も大きく、企業収益の悪化による急速な個人消費の冷え込みは予想以上となりました。

このような厳しい環境のなか、特定検診制度の導入を契機とした生活習慣病関連の漢方薬やバランス栄養食の継続的な拡販、生活改善薬や発毛・養毛剤などの新規商品の展開強化、ウイルス対策を捉えた予防意識の高まりによる関連商品の需要拡大、花粉症関連商品の早期展開、消費者の価格意識に即応した日用品・雑貨関連商品への対応強化、MKカスタマー商品の拡充やカウンセリング型化粧品品の構成比拡大などにより、利益確保を目指してまいりました。

しかしながら、個人消費の冷え込みは深刻化し、節約志向と価格意識の高まりに加え、暖冬影響による季節商品の伸び悩みなどから売上は低調に推移しましたが、店舗ごとのきめ細かな価格対応や仕入条件の改善などにより、利益確保へ繋がりました。

販売費及び一般管理費は、改正薬事法を捉えた新資格者の受験対応及びカウンセリング体制強化により人件費が増加したものの、効率かつ効果的な販促施策に軸足を移したことにより、広告宣伝費などの抑制に努めてまいりました。

新規出店に関しましては、滋賀県への初出店（2店舗）を含めグループとして46店舗を出店し、その領域は1都1道2府36県に拡大いたしました。

また、重点施策である既存店の改装を76店舗で実行し、不採算店舗を70店舗閉鎖いたしました。

その結果、当連結会計年度末の当社グループ店舗数は、968店舗となりました。

<卸売事業>

グループ各社との仕入れ統合が進行するとともに、その他関連会社への卸売の増加、株式会社明治堂薬品（平成20年4月 愛知県・8店舗）、株式会社スーパーバリュー（平成20年4月 埼玉県・8店舗）、株式会社ラブドラッグス（平成20年5月 岡山県・43店舗）、株式会社保健堂（平成20年9月 東京都・5店舗）、モリス株式会社（平成20年11月 兵庫県・10店舗）とのF C契約など順調に拡大しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,922億68百万円（連結前年同期比0.3%増）、営業利益は163億24百万円（同3.5%増）、経常利益は179億89百万円（同5.9%増）、当期純利益77億28百万円（同13.6%増）と増収増益となり、売上高、営業利益、経常利益段階では過去最高を更新いたしました。（※売上高／営業利益／経常利益は、株式会社マツモトキヨシ連結業績を含む。）

※ 平成19年10月1日付で株式移転の方式により、株式会社マツモトキヨシの完全親会社として株式会社マツモトキヨシホールディングスを設立いたしました。当社の設立は平成19年10月1日ですが、連結前年同期（平成20年3月期 連結会計年度）の連結財務諸表は完全子会社となった株式会社マツモトキヨシの連結財務諸表を引き継いで作成しております。

事業区分	販売形態	第 1 期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)		第 2 期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)		前期比 (%)
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
小売事業	薬粧	362,667	92.8	360,645	91.9	99.4
	ホームセンター	7,215	1.9	6,536	1.7	90.6
卸売事業		18,086	4.6	22,216	5.7	122.8
その他事業	建設	830	0.2	697	0.2	83.9
	その他	165	0.0	162	0.0	98.5
営業収入		1,968	0.5	2,009	0.5	102.1
合計		390,934	100.0	392,268	100.0	100.3

- (注) 1. 当連結会計年度より営業収入に含まれていたフランチャイジーからのロイヤルティ収入を卸売部門の売上に含めて表示しております。それに伴い、前連結会計年度は営業収入に含めて表示していた当該ロイヤルティ収入310百万円は卸売部門の売上として表示しております。
2. 営業収入はテナントからの受取家賃及び広告収入等であります。
3. 売上に係る消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、グループ全体での46店舗出店及び76店舗の改装を行い、これらに伴う設備投資は41億3百万円となりました。

また、店頭情報の更なる有効利用のための店舗システム強化を目的とした投資を含めた無形資産投資9億36百万円を行いました。

その結果、卸売事業及びその他事業の投資を含め、当連結会計年度の設備投資額は、72億5百万円となりました。

なお、設備投資額には、賃貸借契約に係る敷金及び保証金支出21億65百万円等が含まれております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に当社は設備投資資金として充当するため、金融機関から長期資金として65億円調達を行い、グループ全体の機動的かつ安定的な資金調達体制を確保しております。

また短期運転資金としては、コマーシャル・ペーパー200億円の発行枠を確保し、資金需要に対応しております。

④ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成20年7月1日をもって子会社である株式会社マツモトキヨシの仕入れ事業を、当社に承継させる吸収分割を実施いたしました。これは、株式会社マツモトキヨシが当社グループの仕入れ機能を保有しておりましたが、当該機能を持株会社である当社が保有することにより、グループ全体としてのスケールメリットを活かしたNB商品の原価低減とPB商品の販売力強化を図るとともに、仕入れに関する業務の効率化を推進する目的で行ったものであります。

当社子会社である株式会社マツモトキヨシと株式会社エムケイ東日本販売は、平成20年7月1日をもって、株式会社マツモトキヨシの営む東日本地区（茨城県を除く。）の薬粧に係る販売事業を株式会社エムケイ東日本販売に承継させる吸収分割を実施いたしました。

⑤ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、当社グループにおける卸売事業の拡充を図るため、平成20年9月30日付で株式会社茂木薬品商会の株式の取得し、子会社といたしました。

なお、平成20年10月1日付当社との株式交換及び株式交換後の第三者割当増資により、出資比率は90%となっております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 1 期	第 2 期
	平成20年3月期	平成21年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	390,934	392,268
経 常 利 益(百万円)	16,982	17,989
当 期 純 利 益(百万円)	6,801	7,728
1株当たり当期純利益(円)	134.25	161.50
総 資 産(百万円)	195,981	195,884
純 資 産(百万円)	93,872	96,761

(注) 当社は設立第2期であるため、前連結会計年度より前の数値は記載しておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社マツモトキヨシ	21,086百万円	100%	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社健康家族	170	100	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社トウブドラッグ	90	85	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社ぱぱす	253	75	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社エムケイ東日本販売	450	100	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社マックス	55	100	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売
株式会社エムケイプランニング	50	100	店舗の建設・営繕
伊東秀商事株式会社	10	90	日用雑貨等の卸売
株式会社茂木薬品商会	80	90	医薬品等の卸売
株式会社マツモトキヨシ保険サービス	10	100	生命・損害保険代理業
株式会社ユーカリ広告	10	100	新聞折込チラシ配布

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、グループ経営理念を基本とし、常に顧客視点にたち、高い専門性をもってお客様の健康で美しくありたいというニーズに応え、お客様の信頼性、ご満足を高めることを目指しております。

上記の基本方針に基づき中長期的な会社の経営戦略を実現するため、当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

お客様に対してカウンセリングを中心とした価値提供を行うとともに、それぞれの地域、個店のお客様のニーズにあった品揃えの実現、ロイヤルカスタマーの拡大、価値のあるプライベートブランド商品の開発を行ってまいります。

また、価値提供の実現のため、効率的に店舗が運営できるよう店舗と本部組織の業務の改善に努め、一方では効果的な店舗投資ができるようにしてまいります。

更には、従業員の専門的な知識の向上はもちろんのこと、その土台となる仮説構築力、コミュニケーション能力といった社会人基礎力を向上させてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社グループは、医薬品、化粧品、食料品、日用雑貨品等を販売する小売事業を核に、卸売事業、建設事業、その他サービス事業などの活動を行っております。

事業区分別の事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	販売形態	事業内容
小売事業	薬粧	医薬品、化粧品、食料品、日用雑貨等の販売
	ホームセンター	D I Y 商品、ガーデニング・日用品、ペット用品等の生活用品販売
卸売事業	グループ内	当社及び連結子会社、関連会社等、グループ内企業への商品供給
	グループ外	フランチャイジー等への商品供給
その他事業	建設	店舗の建設・営繕
	その他	グループ内企業の管理・間接業務の受託、新聞折込チラシの配布、生命・損害保険代理業

(6) 主要な営業所及び店舗（平成21年3月31日現在）

- ① 当 社
本 社 千葉県松戸市新松戸東9番地1
- ② 主要な子会社の事業所
株式会社マツモトキョシ
本 社 千葉県松戸市新松戸東9番地1
関西営業所 大阪府大阪市淀川区西中島5丁目14番22号
九州営業所 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目30番15号
店 舗

事業区分	店舗数	地域別	都道府県別店舗数
薬 粧	646(35)	関 東 539(10)	千葉県 169(5) 東京都 146(3) 埼玉県 112(－) 神奈川県 63(2) 茨城県 49(－)
		甲信越 1(－)	山梨県 1(－)
		東 海 20(－)	愛知県 10(－) 静岡県 4(－) 岐阜県 3(－) 三重県 3(－)
		近 畿 44(11)	大阪府 19(8) 兵庫県 12(－) 奈良県 7(3) 京都府 4(－) 滋賀県 2(－)
		中 国 7(1)	広島県 4(－) 岡山県 1(－) 鳥取県 1(－) 島根県 1(1)
		四 国 3(－)	香川県 2(－) 愛媛県 1(－)
		九 州 25(6)	福岡県 15(2) 大分県 3(－) 鹿児島県 3(3) 熊本県 2(1) 長崎県 2(－)
		沖 縄 7(7)	沖縄県 7(7)
ホームセンター	5(－)	関 東 5(－)	千葉県 3(－) 東京都 1(－) 埼玉県 1(－)
合計	651(35)		

※（ ）内の数字は当該店舗数に含まれるF C店の数であります。また、埼玉県店舗数にインターネット店1店舗を含んでおります。

③ その他子会社

会社名 (本社所在地)	事業区分	店舗数	都道府県別店舗数
株式会社健康家族 (長野県岡谷市)	小売事業	37	長野県 37
株式会社トウブドラッグ (千葉県松戸市)	小売事業	29	埼玉県 18 東京都 7 千葉県 4
株式会社ぱぱず (東京都墨田区)	小売事業	121	東京都 120 千葉県 1
株式会社エムケイ東日本販売 (宮城県仙台市青葉区)	小売事業	108	栃木県 33 群馬県 32 福島県 13 千葉県 8 新潟県 5 宮城県 4 北海道 2 青森県 2 岩手県 2 長野県 2 石川県 2 秋田県 1 山形県 1 福井県 1
株式会社マックス (新潟県新潟市中央区)	小売事業	22	新潟県 22
株式会社エムケイプランニング (千葉県松戸市)	建設事業	—	—
伊東秀商事株式会社 (千葉県松戸市)	卸売事業	—	—
株式会社茂木薬品商会 (東京都文京区)	卸売事業	—	—
株式会社マツモトキヨシ保険サービス (千葉県松戸市)	その他事業	—	—
株式会社ユーカリ広告 (千葉県柏市)	その他事業	—	—

(7) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	販売形態	使用人数	前連結会計年度末比増減
小売事業	薬粧	3,645名 (5,808名)	46名増 (380名増)
	ホームセンター	59名 (87名)	5名減 (5名減)
卸売事業		121名 (18名)	61名増 (15名増)
その他事業	建設	10名 (1名)	－ (－)
	その他	5名 (2名)	－ (－)
全社（共通）		484名 (92名)	43名増 (14名減)
合計		4,324名 (6,008名)	145名増 (376名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員（8時間換算）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、事業区分できない部門に所属しているものであります。
3. 卸売部門の使用人数が前連結会計年度末と比べて61名増加しておりますが、その主な理由は、平成20年9月に株式会社茂木薬品商会を連結子会社化したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
123名 (26名)	58名増 (－)	41.1歳	10.9年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員（8時間換算）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社使用人は、すべて連結子会社である株式会社マツモトキヨシからの出向者であり、平均勤続年数の算定にあたっては当該会社の勤続年数を通算しております。
3. 使用人数が前事業年度末と比べて58名増加しておりますが、その主な理由は、平成20年7月に連結子会社である株式会社マツモトキヨシから仕入れ事業を承継したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	8,450百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	4,536
株式会社京都銀行	1,800
株式会社八十二銀行	1,750
株式会社みずほ銀行	1,500
株式会社三井住友銀行	1,500

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成21年3月18日開催の取締役会において、当社の子会社である株式会社健康家族（本社：長野県岡谷市／以下「健康家族」）と株式会社マックス（本社：新潟県新潟市中央区／以下「マックス」）を、健康家族を存続会社とし、マックスを消滅会社とする吸収合併の方式により、平成21年7月1日をもって合併すること（以下「本件合併」）を決議いたしました。

合併決議の内容は、次のとおりであります。

① 合併の目的

健康家族は、平成5年の設立以来、長野県をホームグラウンドに、地域に根差したネットワーク作りを続けてきており、現在、長野県内に36店舗のチェーンを展開し、県内屈指のドラッグストアチェーンとして発展してきております。健康家族は、その事業遂行の基本テーマを「健康と美しさ」と据え、ヘルス＆ビューティの関連商品や多彩な情報を提供するとともに、院外処方箋に対応した保険調剤を併設し、高度な医療機関としての専門性を提供することで、地域のお客様の豊かで健やかな暮らしに密着した事業展開に強みを有しています。

一方、マックスは、昭和38年に創業し、新潟県を中心として店舗展開をしているドラッグストアチェーンであり、「健康」「楽しさ」「満足」の創造を目的として活力ある企業を築き、地域社会に貢献することを社是として地域に密着した事業展開を目指しています。

現在、ドラッグストア業界においては、業種・業態を越えた競争環境が、更に激しさを増しております。このような環境下において、長野県を基盤として店舗展開する健康家族と新潟県を中心に22店舗を展開するマックスの両子会社が合併することで、互いの強みとする地域密着型の事業展開を更に強化するとともに、同一地域内（甲信越地域）並びに各県内での競争力を高めてまいります。これにより、相互の人材交流による更なる専門性の強化、運営コストの効率化、地域・顧客ニーズに合わせた商品展開や各種施策など、甲信越地域においてシェア拡大を実現してまいります。

② 合併の要旨

イ. 合併の日程

合併契約書締結	平成21年 3 月 18 日
合併承認臨時株主総会	平成21年 6 月 18 日（予定）
合併期日（効力発生日）	平成21年 7 月 1 日（予定）

ロ. 合併方式

健康家族を存続会社とする吸収合併方式で、マックスは解散いたします。

ハ. 合併対価

健康家族及びマックスは、いずれも当社が全ての株式を保有する完全子会社であることから、健康家族はマックスの株主に対し、本件合併にあたり、いかなる対価の交付も行いません。

③ 合併後の状況（予定）

イ. 吸収合併存続会社の状況

（イ）商号の変更

健康家族は、本件合併の効力発生を条件として、その商号を新商号に変更する予定です。

（ロ）健康家族の資本金、資本準備金及び利益準備金の額

本件合併に際し、健康家族の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の変動はございません。

（ハ）マックスの従業員

健康家族は、マックスの従業員全員を効力発生日において、健康家族の従業員として引き継いだうえで、その雇用を継続する予定です。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 210,000,000株
- ② 発行済株式の総数 53,579,014株（自己株式5,836,832株を含む）
- ③ 株主数 10,828名（前期末比997名増）
- ④ 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
松 本 鉄 男	5,615千株	11.76%
松 本 南 海 雄	4,169	8.73
ノーザントラストカンパニー（エイブイエフシー） サブアカウンタメリカンクライアント	4,047	8.48
株 式 会 社 千 葉 銀 行	2,147	4.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	2,041	4.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,996	4.18
株 式 会 社 南 海 公 産	1,743	3.65
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシー リニューエスタックスエグゼンテッドベンションファンズ	1,732	3.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,586	3.32
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	1,135	2.38

(注) 1. 当社は自己株式5,836,832株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。

2. 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数（47,742,182株）を基準に算出し、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。

3. 持株数は、千株未満を切り捨てて記載しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成21年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

- ① 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	松 本 南海雄	株式会社マツモトキヨシ代表取締役社長 株式会社ユアーズスポーツ代表取締役社長 株式会社南海公産代表取締役社長 日本チェーンドラッグストア協会会長 NPO法人セルフメディケーション推進協議会副会長
取締役副社長	吉 田 雅 司	事業会社統括担当
専 務 取 締 役	成 田 一 夫	管理担当
常 務 取 締 役	松 本 清 雄	営業企画・商品統括担当
取締役相談役	松 本 鉄 男	渉外担当
取 締 役	根 津 孝 一	株式会社ぱぱす代表取締役社長
取 締 役	大 爺 正 博	三生収納サービス株式会社代表取締役社長 株式会社ビジネスエージェンシー代表取締役社長
取 締 役	小 林 諒 一	
取 締 役	湯 浅 紀 男	株式会社湯浅代表取締役社長 株式会社シュテルン葛飾代表取締役会長 株式会社最上代表取締役社長
常 勤 監 査 役	佐 賀 淳	
監 査 役	鈴 木 哲	
監 査 役	諸 星 健 司	諸星健司税理士事務所 税理士
監 査 役	田井村 政 人	

（注）１．取締役大爺正博氏、小林諒一氏及び湯浅紀男氏は、社外取締役であります。

2. 監査役鈴木哲氏、諸星健司氏及び田井村政人氏は、社外監査役であります。
3. 監査役諸星健司氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役根津孝一氏、小林諒一氏及び湯浅紀男氏は、平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会において、それぞれ取締役に選任され同日就任しております。
5. 監査役鈴木哲氏及び諸星健司氏は、平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会において、それぞれ監査役に選任され同日就任しております。
6. 平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって大岩哲夫氏は監査役を辞任により退任しております。
7. 当事業年度中の取締役の役職及び担当等の異動は以下のとおりであります。

氏名	新	旧	異動日
吉 田 雅 司	取締役副社長事業会社統括担当	専務取締役	平成20年4月1日
成 田 一 夫	専務取締役管理担当兼経営企画部長	取締役兼経営企画部長	
松 本 清 雄	常務取締役	取締役	
松 本 鉄 男	取締役渉外担当	取締役	
松 本 鉄 男	取締役相談役渉外担当	取締役渉外担当	平成20年5月1日
松 本 清 雄	常務取締役営業企画・商品統括担当	常務取締役	平成20年7月1日
成 田 一 夫	専務取締役管理担当	専務取締役管理担当兼経営企画部長	平成21年2月19日

【ご参考】

当社は、平成21年4月1日付で、グループマネジメント及び事業拡大の推進を一層強化するため、代表取締役を2名とする運営体制へと移行し、以下のとおり取締役の人事異動を行っております。

氏名	新	旧	異動日
松 本 南海雄	代表取締役会長兼CEO	代表取締役社長	平成21年4月1日
吉 田 雅 司	代表取締役社長兼COO	取締役副社長事業会社統括担当	
成 田 一 夫	専務取締役兼CFO管理統括担当	専務取締役管理担当	
松 本 清 雄	専務取締役営業企画・商品統括担当	常務取締役営業企画・商品統括担当	

執行役員の状況（平成21年4月1日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
執行役員	隼 田 登志夫	株式会社マツモトキヨシ代表取締役社長
執行役員	渡 邊 孝 男	株式会社エムケイ東日本販売代表取締役社長
執行役員	矢 部 一	関連事業部長 株式会社健康家族取締役会長
執行役員	山 崎 邦 夫	株式会社ぱぱす専務取締役
執行役員	小 松 栄 二	財務経理部長
執行役員	小 山 由紀夫	経営企画部長 内部統制統括室長
執行役員	北 嶋 永 一	株式会社マツモトキヨシ常務取締役
執行役員	松 本 貴 志	株式会社マツモトキヨシ取締役

（注）執行役員北嶋永一氏及び松本貴志氏は、平成21年4月1日付で執行役員に選任されております。

② 取締役及び監査役の報酬等

ａ．当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	9 (3) 名	260 (14) 百万円
監査役 (うち社外監査役)	5 (4)	21 (8)
合計 (うち社外役員)	14 (7)	281 (23)

(注) １．上記に記載しております取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会において、年額4億16百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会において、年額48百万円以内と決議いただいております。

４．当事業年度末現在の監査役は4名（うち社外監査役3名）であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した監査役1名が含まれているためであります。

ｂ．社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役及び社外監査役が役員を兼務する子会社から役員として受けた報酬等の総額は3百万円であります。

【ご参考】

<株式会社マツモトキヨシの退職慰労金支給について>

当子会社の株式会社マツモトキヨシは、平成20年6月16日開催の同社第55回定時株主総会にて、「退任役員に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給」について承認されております。

これに基づき、平成20年6月16日及び平成21年3月18日開催の同社取締役会において、退職慰労金（弔慰金・功労金を含む。）を以下の9氏に対して総額23億49百万円支払う旨承認され支給しております。

なお、功労金部分は、各対象者が取締役として在任した期間における、同社の業績推移、成長性、経営基盤の強化、経営環境の変化に応じた改革の実施並びに後継者育成等のあらゆる面における功績等を考慮して算出し、同社規定の範囲内で加算支給をしております。

(支給対象者略歴)

氏名	略歴	
松 本 南海雄	昭和50年4月 平成9年7月 平成10年6月 平成13年2月 平成21年3月	株式会社マツモトキヨシ専務取締役 同社取締役副社長 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 同社代表取締役社長及び取締役退任
吉 田 雅 司	平成7年6月 平成9年7月 平成14年4月 平成20年4月 平成21年3月	株式会社マツモトキヨシ取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役副社長 同社取締役副社長退任
松 本 鉄 男	昭和50年4月 平成9年7月 平成10年6月 平成13年2月 平成20年3月	株式会社マツモトキヨシ常務取締役 同社取締役副社長 同社代表取締役副社長 同社取締役 同社取締役退任
矢 部 一	平成18年6月 平成20年4月 平成21年3月	株式会社マツモトキヨシ取締役 同社常務取締役 同社常務取締役退任
渡 邊 孝 男	平成14年6月 平成20年3月	株式会社マツモトキヨシ取締役 同社取締役退任
唐 樋 和 明	平成15年6月 平成19年9月	株式会社マツモトキヨシ取締役 同社取締役退任
大 爺 正 博	平成19年6月 平成20年3月	株式会社マツモトキヨシ取締役 同社取締役退任
鳥 越 進	平成16年6月 平成19年7月	株式会社マツモトキヨシ監査役 逝去
大 岩 哲 夫	平成16年6月 平成20年6月	株式会社マツモトキヨシ監査役 同社監査役退任

③ 社外役員に関する事項

a. 他の会社の業務執行者、社外役員の兼任状況等

地位	氏名	兼任する会社名	兼任の内容
取締役	大 爺 正 博	三生収納サービス株式会社* 株式会社ビジネスエージェンシー* クロスプラス株式会社*	代表取締役社長 代表取締役社長 社外取締役
	湯 浅 紀 男	株式会社湯浅* 株式会社シュテルン葛飾* 株式会社最上*	代表取締役社長 代表取締役会長 代表取締役社長
監査役	鈴 木 哲	株式会社マツモトキヨシ	社外監査役
	田 井 村 政 人	株式会社マツモトキヨシ	社外監査役

(注) 1. *印の各社と当社との間に取引関係はありません。

2. 株式会社マツモトキヨシは、当社の100%子会社であり、同社との間には、経営管理、業務受託、商品供給、土地・建物の賃貸、金銭貸付・借入及び被債務保証の関係があります。

3. 取締役大爺正博氏は、平成21年4月1日付で三生収納サービス株式会社及び株式会社ビジネスエージェンシーの代表取締役社長及び取締役に退任しております。

b. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

社外取締役3名及び社外監査役3名は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係はありません。

c. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会及び監査役会出席状況及び発言状況
取締役	大 爺 正 博	当事業年度に開催した取締役会16回のうち16回（出席率100%）出席し、経営者としての豊富な経験及び監督能力に基づき、当社事業強化のため主に子会社管理、人事施策等に対して、客観的な立場より適宜発言を行っております。

地位	氏名	取締役会及び監査役会出席状況及び発言状況
取締役	小 林 諒 一	取締役就任（平成20年6月27日就任）以降、当事業年度に開催した取締役会12回のうち11回（出席率92％）出席し、経営者としての豊富な経験及び監督能力に基づき、当社事業強化のため主に事業戦略、コンプライアンス、危機管理体制、組織再編等に対して、客観的な立場より適宜発言を行っております。
	湯 浅 紀 男	取締役就任（平成20年6月27日就任）以降、当事業年度に開催した取締役会12回のうち12回（出席率100％）出席し、経営者としての豊富な経験及び監督能力に基づき、主に取締役会での意思決定プロセスの妥当性に対して、客観的な立場より適宜発言を行っております。
監査役	鈴 木 哲	監査役就任（平成20年6月27日就任）以降、当事業年度に開催した取締役会12回のうち12回（出席率100％）、監査役会9回のうち9回（出席率100％）に出席し、保険会社での永年の業務及び他の会社での監査役の経験等で培われた専門知識に基づき、主に内部統制、リスク及び危機管理に対して、客観的な立場より適宜発言を行っております。
	諸 星 健 司	監査役就任（平成20年6月27日就任）以降、当事業年度に開催した取締役会12回のうち12回（出席率100％）、監査役会9回のうち9回（出席率100％）に出席し、税理士としての専門知識及び豊富な業務経験に基づき、主にリスク及び危機管理に対して、客観的な立場より適宜発言を行っております。
	田井村政人	当事業年度に開催した取締役会16回のうち16回（出席率100％）出席、監査役会9回のうち9回（出席率100％）に出席し、経営者としての豊富な経験及び監督能力に基づき、主にリスク及び危機管理に対して、客観的な立場より適宜発言を行っております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第427条1項及び当社定款に基づき、同法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ社外取締役10百万円、社外監査役5百万円または法令に定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	56百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	92

(注) 1. 当社の子会社である株式会社マツモトキヨシについても監査法人トーマツが会計監査人となっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、財務報告に係る内部統制システムの構築にあたり監査法人トーマツによりコンサルティングを受けております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会が会計監査人を法定の解任事由に基づき解任する場合には、全員一致の決議によって行います。この場合においては、監査役会の選定した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を説明いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人相互における迅速かつ確かな報告と、適正な職務執行のための体制（以下「内部統制システム」といいます。）を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

- a. コンプライアンスを含めた内部統制を推進するために内部統制統括室、コンプライアンス委員会を設置し、内部統制統括室は、内部統制の進捗状況を、適宜代表取締役及び取締役会へ報告しております。また、コンプライアンス委員会は、少なくとも3ヶ月に1回開催され、グループ全体のコンプライアンスへの取組み状況等を定期的に取締役会へ報告しております。

なお、当社は、コンプライアンス推進とリスク管理の関係を表裏一体と位置付け、従前のコンプライアンス委員会をコンプライアンス・リスク委員会と改称しております。

- b. 監査役による監査機能を充実させるため、⑨に記載した監査役への報告体制のほか、内部監査部門による本部及び店舗業務監査の結果につき、逐一監査役に報告しております。
- c. 内部通報制度を整備し、外部機関との提携による専用通報窓口（ヘルプライン）を設置しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び内部情報管理規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行っております。なお、取締役及び監査役は、随時、これらの文書を閲覧することができます。

③ 損失の危機に関する規程その他の体制

- a. リスク管理体制（平時の対応）

グループ会社のリスク管理のため、リスク管理規程を定め、当該規程に基づき、当社及びグループ各社にてリスクの抽出作業を行い、それらのリスクを低減するために各部門にて体制の整備・見直しをしております。

当該規程に基づき、内部統制統括室は、グループ会社のリスク管理・運用体制及び整備状況等を評価並びに監査することとしており、また、リスク管理体制を推進する常設機関として、コンプライアンス・リスク委員会を設置し、当該委員会を少なくとも3ヶ月に1回開催し、リスク管理に関する全社的視点での指導及び各部門の調整を図り、グループ全体のリスク管理への取組み状況等を定期的に取締役会へ報告することとしております。

b. 危機管理体制（有事の対応）

当社は、リスクが顕在化し危機が発生した場合において、その被害を最小限に抑えるために、緊急時対応規程を定め、当該規程に基づき、緊急時の情報収集体制、対応の基本方針、各危機のレベルに応じた当社臨時組織の内容（責任者、メンバー、対応事項、組織内の役割等）並びに株主総会・取締役会・監査役会等への報告体制を構築しております。

④ 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、次のような体制を設け、取締役の職務が効率的に行われる事を確保しています。

- a. 業務執行上の重要事項について報告・検討を行うため、代表取締役の諮問機関としてグループ経営会議、グループ事業戦略会議をそれぞれ毎月1回開催しております。
- b. 関係部門・関係者が参加し、会社が直面している課題や問題点について迅速に対応策を立案し、検討することができるよう、組織横断的な協議機関として社内委員会・プロジェクトを設置しております。
- c. 各組織・役職等の役割及び責任の所在を明確にするとともに、適切な権限委譲を行うことで意思決定の迅速化を図るため、職務権限規程を見直しました。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人へのコンプライアンスの周知徹底のために、「行動規範ハンドブック」の全使用人への配布・研修等の実施及びこれへの参加義務付け等を行うことにより、教育体制の構築を進めております。

⑥ 会社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の運営については、その自主性を尊重しつつ、以下の体制を構築しております。

- a. 関係会社管理規程を作成し、各グループ会社における重要事項につき当社の承認を必要とし、または当社への報告を行うこととするなど、グループ会社全体を管理する体制を整備しました。
- b. 子会社の業務状況については、子会社より定期的にグループ事業戦略会議に報告させる体制を整備しました。
- c. 子会社に対しては、当社より定期的に内部監査を実施しております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ内部監査担当員が必要に応じて、監査役の職務を補助することとしております。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号に基づき、当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、その選任、解任、異動等には監査役の同意を要するものとし、また、他の役職との兼任を禁止することとしております。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

取締役は、法令で定められた事項のほか、取締役会、グループ経営会議及びグループ事業戦略会議の付議事項、内部通報制度における通報状況、コンプライアンス・リスク委員会その他の内部統制システムの状況等、会社の重要事項について監査役が遅滞なく報告を受けることのできる体制を整備しております。

常勤監査役は、グループ経営会議等の社内会議への出席、社内稟議書等の重要文書の閲覧等を通して、会社の重要情報について適宜報告を受けることのできる体制を整備しております。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

現在、監査役4名（うち3名は会社法第2条第16号に規定する社外監査役です。）により監査役会が構成されております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立機関であるとの認識の下、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画に従い、取締役の職務執行全般にわたって監査を行っており、月1回適宜開催される監査役会において、監査実施内容の共有化等を図っております。また、各監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は重要会議であるグループ経営会議にも出席しております。

なお、監査役は、当社の会計監査人である監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

⑪ 反社会的勢力への対処

当社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等は一切行わないこととしています。反社会的勢力からの不当要求があった場合には、不当要求には応じず、警察等外部の機関と連携して組織全体で法律に則した対応をいたします。

そして、これを実現するために、平素から反社会的勢力の不当要求に備え、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等外部の専門機関と連携を築くようにしております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 基本的な考え方

当社では、株主による経営陣統治の仕組みを狭義の「コーポレート・ガバナンス」と捉え、「透明性と説明責任の向上」及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を目指し、実効性の高い最適なコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」においては、経営の有効性と効率性の向上、財務報告の高い信頼性、コンプライアンス、資産の保全の4つを目的とした連結ベースでの全社的な内部統制の構築を進めております。

株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取組みは、これを支える内部統制が有効に機能し、相互に連動することで初めてその実効性を発揮すると考えております。特に、企業活動全ての基礎となるコンプライアンスを最重要視し、関係会社を含め、社員一人ひとりに法律遵守の意識を徹底させてまいります。

当社は、これらの継続的な活動を通じて、株主はもとより取引先、地域社会、従業員等の多くのステークホルダーの信頼と期待に応え、リーディングカンパニーとして競争力のある、継続的安定成長力のある企業を実現し、企業価値及び株主共同の利益をより高めていくことを基本施策としております。

② 不適切な支配の防止のための取組み

わが国では、資本市場の発展に伴い、経営権の主導に影響する買収が見受けられるようになりました。このような買収の中には、取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」もありますが、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、このような買収行為を一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、このような買収の場合には、現ビジネスモデルに対する認識の相違や、それに関連したステークホルダーとの関係変更に伴い、企業価値・株主共同の利益に反する結果を与える可能性も否定できません。そのため、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して、大規模買付行為の目的、方法、買付後の経営計画、当社従業員及び現在のお取引先様等に対する考え方についての情報提供を求め、それに対する当社取締役会の意見を公表し、それらの情報をもとに株主の皆様が適切に検討できるための十分な時間を確保すること、また大規模買付者との交渉の機会を確保すること、株主の皆様へ代替案を提示すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することが不可欠であると考えております。

当社は、当社の株式に対して大規模買付行為が行われた場合、その大規模買付行為が当社の企業価値を毀損させるものでないかを判断するため、平成19年10月1日開催の取締役会において、当社株式の大規模な買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）を決議いたしました。また、本プランは平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会においてご承認いただき、1年間継続しております。

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断

大規模買付者は、当社取締役会に対する情報提供を完了した日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下、この期間を「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会（後述）に諮問し、必要に応じ外部専門家等の助言及び監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、当社取締役会は必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。

当社取締役会は、本プランの客観的・合理的・公正な運用のために、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、委員は、当社の経営陣から独立している社外監査役・弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等の中から選任します。

独立委員会は、本プランの実行時において、大規模買付者に対し適正な情報提供を求めているか、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、大規模買付者による大規模買付が企業価値・株主共同の利益を著しく毀損していないか、対抗措置を発動すべきか等について、取締役会の決定における恣意性を排除し、客観性を確保することを目的とします。

当社取締役会は、上記検討時において独立委員会に必ず諮問し、独立委員会は当社取締役会にその意見を勧告するものとします。独立委員会は、必要に応じ、当社取締役・監査役・従業員に会議への出席を要求し、必要な情報の提供・説明を求めることができます。また、独立委員会は、合理性、客観性を求めるため、当社の費用で第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。独立委員会の勧告は、公表されるものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとします。これにより、当社取締役会の判断における客観性・公正性・合理性を確保できると考えております。

なお、当社は、本プラン導入後の情勢変化等を考慮し、当社グループの企業価値の向上・株主共同の利益の確保の観点から、本プランのあり方について、継続的に検討してまいりました。その結果、平成21年5月27日開催の取締役会において、①取締役会による検討期間の一本化及びそれに伴う延長期間を設定すること、②取締役会で対抗措置の発動にあたり株主総会の承認を得る場合の手続きについて明記すること、③有効期間を1年間から3年間に延長すること、④対抗措置の発動の中止を追加することなど、一部修正した新プランを平成21年6月26日開催の第2回定時株主総会において付議することを決議いたしました。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成21年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	80,434	流 動 負 債	74,479
現金及び預金	11,344	支払手形及び買掛金	52,833
売 掛 金	10,259	1年内償還予定の社債	50
商 品	45,537	1年内返済予定の長期借入金	5,091
貯 蔵 品	1,419	リ ー ス 債 務	267
繰延税金資産	2,283	未 払 法 人 税 等	2,734
そ の 他	9,745	賞 与 引 当 金	2,483
貸倒引当金	△155	ポ イ ン ト 引 当 金	1,779
固 定 資 産	115,449	そ の 他	9,239
有 形 固 定 資 産	57,720	固 定 負 債	24,643
建物及び構築物	12,913	長 期 借 入 金	16,600
土 地	41,650	リ ー ス 債 務	943
リ ー ス 資 産	1,108	繰延税金負債	1,036
建設仮勘定	337	退職給付引当金	3,441
そ の 他	1,709	負 の の れ ん	427
無 形 固 定 資 産	9,911	そ の 他	2,193
の れ ん	6,669	負 債 合 計	99,122
そ の 他	3,241	(純資産の部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	47,818	株 主 資 本	96,878
投資有価証券	6,427	資 本 金	21,086
繰延税金資産	3,895	資 本 剰 余 金	21,866
敷金及び保証金	33,611	利 益 剰 余 金	68,809
そ の 他	4,794	自 己 株 式	△14,883
貸倒引当金	△911	評価・換算差額等	△1,259
資 産 合 計	195,884	その他有価証券評価差額金	△1,259
		少 数 株 主 持 分	1,142
		純 資 産 合 計	96,761
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	195,884

連 結 損 益 計 算 書

（ 平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで ）

（単位：百万円）

科 目		金 額	
売上高	392,268		
売上原価	285,543		
売上総利益	106,724		
販売費及び一般管理費	90,400		
営業利益	16,324		
営業外収益			
受取利息	236		
受取配当金	163		
仕入割引	203		
固定資産受贈益	480		
発注の処理手数料	378		
そのれん償却額	452		
	279		2,193
営業外費用			
支払利息	358		
貸倒引当金繰入額	102		
持分法による投資損失	19		
現金過不足	22		
その他	25		528
経常利益			17,989
特別利益			
固定資産売却益	15		
貸倒引当金戻入額	73		
収用補償金	35		
その他	10		134
特別損失			
固定資産売却損	10		
固定資産除却損	613		
店舗閉鎖損	647		
減損	964		
役員退職慰労金	1,385		
その他	311		3,932
税金等調整前当期純利益			14,191
法人税、住民税及び事業税	5,659		
法人税等調整額	586		6,245
少数株主利益			216
当期純利益			7,728

連結株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

株主資本	
資本金	
前期末残高	21,086
当期末残高	21,086
資本剰余金	
前期末残高	21,884
当期変動額	
株式交換による変動額	△17
当期変動額合計	△17
当期末残高	21,866
利益剰余金	
前期末残高	62,548
当期変動額	
剰余金の配当	△1,456
当期純利益	7,728
株式交換による変動額	△11
当期変動額合計	6,260
当期末残高	68,809
自己株式	
前期末残高	△11,828
当期変動額	
自己株式の取得	△3,131
連結範囲の変動	△120
株式交換による変動額	197
当期変動額合計	△3,054
当期末残高	△14,883
株主資本合計	
前期末残高	93,690
当期変動額	
剰余金の配当	△1,456
当期純利益	7,728
自己株式の取得	△3,131
連結範囲の変動	△120
株式交換による変動額	168
当期変動額合計	3,187
当期末残高	96,878

(単位：百万円)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△680
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△579
当期変動額合計	△579
当期末残高	△1,259
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△680
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△579
当期変動額合計	△579
当期末残高	△1,259
少数株主持分	
前期末残高	861
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	280
当期変動額合計	280
当期末残高	1,142
純資産合計	
前期末残高	93,872
当期変動額	
剰余金の配当	△1,456
当期純利益	7,728
自己株式の取得	△3,131
連結範囲の変動	△120
株式交換による変動額	168
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△298
当期変動額合計	2,889
当期末残高	96,761

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

11社

(株)マツモトキヨシ

(株)健康家族

(株)トウブドラッグ

(株)エムケイプランニング

(株)マツモトキヨシ保険サービス

(株)ユーカリ広告

伊東秀商事(株)

(株)ぱぱす

(株)エムケイ 東日本販売

(株)マックス

(株)茂木薬品商会

上記のうち、(株)茂木薬品商会については、平成20年9月に新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

また、非連結子会社は該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社または関連会社数

2社

- ・会社等の名称

杉浦薬品(株)

(株)ラブドラッグス

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち(株)トウブドラッグの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、同決算日から連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・小売事業会社

主として売価還元法による低価法を採用しております。

・卸売事業会社

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ74百万円減少しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

ロ. 無形固定資産及び長期前払費用

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. ポイント引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度により付与されたポイントの使用に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額を計上しております。

ニ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ホ. 役員退職慰労引当金

（追加情報）

連結子会社である㈱マツモトキヨシ、㈱健康家族、伊東秀商事㈱、㈱ぱぱす、㈱マックス、㈱トウブドラッグ及び㈱茂木薬品商会は、各社開催の株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議したことに伴い、役員退職慰労引当金全額を取崩し、将来の打ち切り支給予定額（当連結会計年度末残高 973百万円）を流動負債のその他（未払金）に631百万円、固定負債のその他（長期未払金）に341百万円計上しております。

- ④ 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれん及び負ののれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。
- (7) 会計方針の変更
(リース取引に関する会計基準の適用)
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。
これによる損益に与える影響は軽微であります。
- (8) 連結貸借対照表の表示方法の変更
- ① 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品」「貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品」「貯蔵品」は、それぞれ43,210百万円、1,132百万円であります。
- ② 前連結会計年度まで区分掲記しておりました「差入敷金保証金」及び投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「開店前差入敷金保証金」（前連結会計年度末残高 408百万円）は、当連結会計年度より「敷金及び保証金」として一括掲記しております。なお、当連結会計年度末の「敷金及び保証金」に含まれる「差入敷金保証金」及び「開店前差入敷金保証金」は、それぞれ33,068百万円、543百万円であります。

(9) 連結損益計算書の表示方法の変更

前連結会計年度まで特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「役員退職慰労金」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。

なお、前連結会計年度における「役員退職慰労金」の金額は4百万円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 20,568百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	53,579千株	一千株	一千株	53,579千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,533千株	1,440千株	77千株	5,896千株

- (注) 1. 自己株式の数の増加1,440千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,379千株、単元未満株式等の買取による増加1千株及び新規連結に伴う増加59千株であります。
2. 自己株式の数の減少77千株は、株式会社茂木薬品商会との株式交換に伴う減少77千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成20年6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 980百万円
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 平成20年3月31日
- ・効力発生日 平成20年6月30日

ロ. 平成20年11月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 476百万円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成20年9月30日
- ・効力発生日 平成20年12月8日

(注) 株式会社マツモトキヨシホールディングスの平成20年6月27日開催の株主総会において、「その他資本剰余金」を原資とする期末配当の支払（配当総額980百万円）が決議されたことに伴い、個別の計算書類作成にあたっては「その他資本剰余金」を減少させる会計処理を行いました。

しかし、株式会社マツモトキヨシホールディングスは株式移転により設立されており、「企業結合に係る会計基準」等に基づき、共通支配下の取引として、完全子会社である株式会社マツモトキヨシの連結計算書類を引継いでおり、その際に個別計算書類上の「その他資本剰余金」を連結計算書類上は「利益剰余金」に振替えております。そのため、連結計算書類作成にあたって、当期期末配当の支払いに関しては、「利益剰余金」を減少させる会計処理を行っております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
平成21年6月26日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 954百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 平成21年3月31日
- ・効力発生日 平成21年6月29日

4. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,005円34銭
- (2) 1株当たり当期純利益 161円50銭

5. 重要な後発事象

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成21年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	71,399	流 動 資 産	63,834
現金及び預金	1,596	買 掛 金	47,245
売 掛 金	46,977	1年内返済予定の 長期借入金	4,600
商 品	1,278	リ ー ス 債 務	4
貯 蔵 品	287	未 払 金	8,968
前 払 費 用	28	未 払 費 用	173
繰延税金資産	119	未払法人税等	120
短期貸付金	12,126	預 り 金	2,657
未 収 入 金	8,960	前 受 収 益	20
そ の 他	24	そ の 他	44
固 定 資 産	102,282	固 定 負 債	16,524
有 形 固 定 資 産	7,744	長 期 借 入 金	16,500
建 物	1,711	リ ー ス 債 務	22
構 築 物	42	そ の 他	2
船 舶	6		
車 両 運 搬 具	12	負 債 合 計	80,358
工具、器具及び備品	34		
土 地	5,910	(純資産の部)	
リ ー ス 資 産	26	株 主 資 本	94,537
無 形 固 定 資 産	1,912	資 本 金	21,086
商 標 権	1	資 本 剰 余 金	78,749
ソ フ ト ウ ェ ア	1,841	資 本 準 備 金	21,866
そ の 他	68	その他資本剰余金	56,882
投資その他の資産	92,626	利 益 剰 余 金	9,465
投資有価証券	4,392	その他利益剰余金	9,465
関係会社株式	85,875	繰越利益剰余金	9,465
長期前払費用	2	自 己 株 式	△14,762
繰延税金資産	852	評価・換算差額等	△1,214
長期前払金	1,500	その他有価証券評価差額金	△1,214
そ の 他	3	純 資 産 合 計	93,323
資 産 合 計	173,682	負 債 ・ 純 資 産 合 計	173,682

損 益 計 算 書

(平成20年 4 月 1 日から
平成21年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		204,944
売 上 原 価		199,031
売 上 総 利 益		5,912
販売費及び一般管理費		5,178
営 業 利 益		734
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	127	
有 価 証 券 利 息	1	
受 取 配 当 金	9,081	
仕 入 割 引	143	
発 注 処 理 手 数 料	447	
そ の 他	8	9,811
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	370	
そ の 他	11	381
経 常 利 益		10,164
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	31	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	1	
そ の 他	0	34
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	250	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	50	310
税 引 前 当 期 純 利 益		9,887
法人税、住民税及び事業税	478	
法 人 税 等 調 整 額	△26	452
当 期 純 利 益		9,435

株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から）
（平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

株主資本		
資本金		
前期末残高		21,086
当期末残高		21,086
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		21,866
当期末残高		21,866
その他資本剰余金		
前期末残高		57,892
当期変動額		
剰余金（その他資本剰余金）の配当		△980
株式交換による変動額		△29
当期変動額合計		△1,010
当期末残高		56,882
資本剰余金合計		
前期末残高		79,759
当期変動額		
剰余金（その他資本剰余金）の配当		△980
株式交換による変動額		△29
当期変動額合計		△1,010
当期末残高		78,749
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		506
当期変動額		
剰余金の配当		△476
当期純利益		9,435
当期変動額合計		8,958
当期末残高		9,465
利益剰余金合計		
前期末残高		506
当期変動額		
剰余金の配当		△476
当期純利益		9,435
当期変動額合計		8,958
当期末残高		9,465
自己株式		
前期末残高		△11,828
当期変動額		
自己株式の取得		△3,131
株式交換による変動額		197
当期変動額合計		△2,934
当期末残高		△14,762

(単位：百万円)

株主資本合計	
前期末残高	89,523
当期変動額	
剰余金（その他資本剰余金）の配当	△980
剰余金の配当	△476
当期純利益	9,435
自己株式の取得	△3,131
株式交換による変動額	168
当期変動額合計	5,014
当期末残高	94,537
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△676
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△538
当期変動額合計	△538
当期末残高	△1,214
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△676
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△538
当期変動額合計	△538
当期末残高	△1,214
純資産合計	
前期末残高	88,847
当期変動額	
剰余金（その他資本剰余金）の配当	△980
剰余金の配当	△476
当期純利益	9,435
自己株式の取得	△3,131
株式交換による変動額	168
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△538
当期変動額合計	4,475
当期末残高	93,323

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

- ・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（会計方針の変更）

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ58百万円減少しております。

最終仕入原価法を採用しております。

- ・貯蔵品

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。

② 無形固定資産及び長期前払費用

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準の適用)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(6) 貸借対照表の表示方法の変更

- ① 前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、当事業年度において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。

なお、前事業年度末の「未収入金」は127百万円であります。

- ② 前事業年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」は、当事業年度において、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため区分掲記しました。

なお、前事業年度末の「預り金」は0百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,152百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権 60,628百万円

② 短期金銭債務 13,641百万円

③ 長期金銭債務 1百万円

(3) 偶発債務

① (株)エムケイ 東日本販売の建物賃貸借契約及び出店契約等について、連帯保証を行っております。

② (株)茂木薬品商会の一部の仕入先からの一切の債務に対し、連帯保証を行っております。

連帯保証債務残高 1,581百万円

③ (株)健康家族、(株)トウブドラッグ、(株)エムケイ 東日本販売のリース契約について、連帯保証を行っております。なお、当事業年度末のリース債務残高及び保証債務限度額は以下のとおりであります。

会社名	リース債務残高	保証債務限度額
(株)健康家族	0百万円	50百万円
(株)トウブドラッグ	0百万円	50百万円
(株)エムケイ 東日本販売	72百万円	400百万円
合 計	74百万円	500百万円

(注) 保証債務限度額は、当事業年度末の保証リース債務残高を含まない金額であります。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

・ 営業収益 204,606百万円

・ 仕入高 28,663百万円

② 営業取引以外の取引高 9,204百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,533千株	1,380千株	77千株	5,836千株

- (注) 1. 自己株式の数の増加1,380千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,379千株、単元未満株式等の買取による増加1千株であります。
2. 自己株式の数の減少77千株は、株式会社社茂木薬品商会との株式交換に伴う減少77千株であります。

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払費用	52百万円
未払事業税	30百万円
その他	36百万円
繰延税金資産（流動）計	119百万円
繰延税金資産（固定）	
投資有価証券	835百万円
関係会社株式	532百万円
その他	20百万円
評価性引当金	△535百万円
繰延税金資産（固定）計	852百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.4%
（調整）	
受取配当等の益金不算入額	△35.7
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.6

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員が議決権の過半数を所有している会社等	㈱南海公産	30	不動産の管理	被所有 3.7%	役員 2名	当社事務所等の賃借	建物の賃借(注)1	15	敷金及び保証金 長期前払費用	20
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社等	合同会社 パフェ・クチュール	1	ネイルサロンの経営等	—	—	商品の仕入	商品の仕入(注)2	11	買掛金	3

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 賃借料は不動産鑑定評価・近隣の地代等を参考にし、同等の価格によって決定しております。
2. 商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

(2) 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱マツモトキヨシ	21,086	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接 100%	7名	経営管理・業務の受託及び商品の販売	経営管理・業務受託料の受領(注)1 商品の販売(注)2 土地・建物等の賃貸(注)3	4,318 157,382 200	売掛金 未払金	37,233 5,568
						債務の被保証	銀行借入に対する被債務保証(注)4	19,300	—	—
						経営管理・業務の受託及び商品の販売	経営管理・業務受託料の受領(注)1 商品の販売(注)2 資金の貸付(注)5	73 9,925 4,100	売掛金 未払金 短期貸付金	2,250 273 1,800
子会社	㈱ばばす	253	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接 75%	1名	資金の貸付	利息の受取(注)5	26	前受収益	7
						経営管理・業務の受託及び商品の販売	資金の貸付(注)5 利息の受取(注)5	8,100 32	短期貸付金 前受収益	2,700 3
子会社	㈱マックス	55	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接 100%	—	資金の貸付	資金の貸付(注)5 利息の受取(注)5	— —	— —	— —

属性	会社等の 名称	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱エムケイ 東日本販売	450	医薬品・ 化粧品・ 日用雑貨 等の販売	所有 直接 100%	—	経営管 理・業 務の受 託及び 商品の 販売	経営管理、 業務受託料 の受領 (注) 1 商品の販売 (注) 2 建物の賃貸 (注) 3	374 18,793 6	売掛金 未払金	4,498 561
						資金の 管理	—	—	預り金	2,085
子会社	伊東秀 商事㈱	10	日用雑貨 等の卸売	所有 直接 90%	—	経営管 理及び 商品の 仕入	商品の仕入 (注) 6	23,027	買掛金 未収入金	2,784 467

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営管理・業務の受託については、持株会社である当社の運営費用相当額を連結子会社から応分に収受しております。
2. 商品の販売については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。
3. 賃貸料は不動産鑑定評価・近隣の地代等を参考にし、同等の価格によって決定しております。
4. 当社の金融機関からの借入に対し、株式会社マツモトキヨシより重畳的債務引受を受けております。なお、取引金額については、期末時点の被債務保証残高である借入金残高を記載しております。
5. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は最長6ヶ月とし、期日に一括返済または契約条件内で更新しております。なお、担保は受け入れておりません。
6. 商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,954円73銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 197円04銭 |

9. 重要な後発事象

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5 月 20 日

株式会社マツモトキヨシホールディングス
取 締 役 会 御 中

監査法人トーマツ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 猪 瀬 忠 彦 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 岡 田 雅 史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マツモトキヨシホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マツモトキヨシホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月20日

株式会社マツモトキヨシホールディングス
取 締 役 会 御 中

監査法人トーマツ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	猪 瀬 忠 彦 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	岡 田 雅 史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マツモトキヨシホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に關する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに關する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに關する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月25日

株式会社マツモトキヨシホールディングス 監査役会

常勤監査役 佐 賀 淳 (印)

監 査 役 鈴 木 哲 (印)

監 査 役 諸 星 健 司 (印)

監 査 役 田井村 政 人 (印)

(注) 監査役鈴木哲、諸星健司、田井村政人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

期末配当に関する事項

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の最重要項目の一つと位置付けております。そのため、当社グループでは経営基盤の強化と収益力向上に努めることで、安定かつ継続的に配当していくことを基本方針としております。

内部留保金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、インフラ整備・サービス拡充を含む既存事業の拡大や新規事業の開発、並びにM&A戦略等、当社の成長につながる投資へ有効的に活用してまいります。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は954,843,640円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日付で施行され株券は電子化されました。これに伴い、当社定款の一部を以下のとおり変更するものでございます。

- ① 決済合理化法の施行に伴い、当社定款の株券を発行する旨の定めは廃止されたものとみなされるため、この該当条文及びこれに伴い無効となった単元未満株券の不発行に関する条文を削除するものであります。(現行定款第7条及び第9条第2項)
- ② 決済合理化法の施行により、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたため、これに伴い無効となる実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除するものであります。(現行定款第10条第3項及び第15条)
- ③ 会社法第221条の定めにより、決済合理化法の施行日の翌日(平成21年1月6日)から起算して1年を経過する日(平成22年1月5日)まで株券喪失登録簿を作成及び備置する必要があるため、株券喪失登録簿に関する定めを附則へ移行し、これを平成22年1月6日に削除するものであります。(現行定款第10条第3項)

(2) 上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) <u>第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</u> 第8条 (条文省略) (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当会社の単元株式の数は、100株とする。 <u>2 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u>	(削除) 第7条 (現行どおり) (単元株式数) 第8条 当会社の単元株式の数は、100株とする。 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(株主名簿管理人) 第10条 当社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成、備置きその他株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社において取り扱わない。 第11条～第14条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。 第16条～第39条 (条文省略) (新設) (新設) (新設)	(株主名簿管理人) 第9条 当社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社において取り扱わない。 第10条～第13条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 第15条～第38条 (現行どおり) 附則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所 有 する 当社の株式数
1	松 本 南海雄 (昭和18年3月4日生)	昭和40年4月 有限会社薬局マツモトキヨシ (現株式会社マツモトキヨシ) 入社 昭和50年4月 同社専務取締役 昭和60年1月 株式会社ユアーススポーツ代表 取締役社長(現任) 昭和63年8月 有限会社南海公産(現株式会 社南海公産) 代表取締役社長 (現任) 平成9年7月 株式会社マツモトキヨシ取締 役副社長 平成10年6月 同社代表取締役副社長 平成11年6月 日本チェーンドラッグストア 協会会長(現任) 平成13年2月 株式会社マツモトキヨシ代表 取締役社長 平成14年5月 NPO法人セルフメディケーショ ン推進協議会副会長(現任) 平成19年10月 当社代表取締役社長 平成21年4月 当社代表取締役会長兼CEO(現 任)	4,169,040株
2	吉 田 雅 司 (昭和23年2月20日生)	昭和50年11月 株式会社マツモトキヨシ入社 平成元年11月 同社薬粧事業本部営業部長 平成7年6月 同社取締役薬粧事業本部営業 部長 平成9年7月 同社常務取締役 平成14年4月 同社専務取締役 平成19年7月 同社専務取締役営業統括 平成19年10月 当社専務取締役 平成20年4月 当社取締役副社長事業会社統 括担当 平成21年4月 当社代表取締役社長兼COO (現任)	18,640株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所 有 す る 当社の株式数
3	成 田 一 夫 (昭和25年6月20日生)	平成16年8月 株式会社マツモトキヨシ入社 同社業務提携管理部長 平成18年2月 同社業務提携管理本部長代行 兼経営企画室長 平成18年4月 同社業務提携管理本部長兼経 営企画室長 平成18年6月 同社取締役業務提携管理本部 長兼経営企画室長 平成19年7月 同社取締役管理本部本部長兼 経営企画室長 平成19年10月 当社取締役 平成20年1月 当社取締役経営企画部長 平成20年4月 当社専務取締役管理担当兼経 営企画部長 平成21年2月 当社専務取締役管理担当 平成21年4月 当社専務取締役兼CFO管理統 括担当（現任）	一株
4	松 本 清 雄 (昭和48年1月20日生)	平成7年6月 株式会社マツモトキヨシ入社 平成17年4月 同社商品部長 平成17年6月 同社取締役商品部長 平成19年7月 同社取締役営業本部商品担当 部長 平成19年10月 当社取締役 平成20年4月 当社常務取締役 平成20年7月 当社常務取締役営業企画・商 品統括担当 平成21年4月 当社専務取締役営業企画・商 品統括担当（現任）	23,500株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所 有 す る 当社の株式数
5	松 本 鉄 男 (昭和20年1月2日生)	昭和42年4月 有限会社薬局マツモトキヨシ (現株式会社マツモトキヨシ) 入社 昭和50年4月 株式会社マツモトキヨシ常務 取締役 平成9年7月 同社取締役副社長 平成10年6月 同社代表取締役副社長 平成13年2月 同社取締役 平成19年10月 当社取締役 平成20年4月 当社取締役渉外担当 平成20年5月 当社取締役相談役渉外担当 (現任)	5,615,400株
6	根 津 孝 一 (昭和21年1月12日生)	昭和39年4月 株式会社松屋百貨店入社 昭和47年9月 有限会社タカオカ薬局入社 平成元年11月 有限会社ぱぱす設立(現株式 会社ぱぱす) 代表取締役社長 (現任) 平成20年6月 当社取締役(現任)	75,000株
7	大 爺 正 博 (昭和23年5月5日生)	昭和48年4月 三井生命保険相互会社入社(現 三井生命保険株式会社) 平成14年4月 同社執行役員営業本部長 平成17年4月 同社常務執行役員東京営業本 部長 平成18年4月 三生収納サービス株式会社代 表取締役社長 株式会社ビジネスエージェン シー代表取締役社長 クロスプラス株式会社社外取 締役(現任) 平成19年6月 株式会社マツモトキヨシ社外 取締役 平成19年10月 当社社外取締役(現任)	一株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所 有 す る 当社の株式数
8	小 林 諒 一 (昭和21年10月25日生)	昭和46年4月 株式会社野村電子計算セン ター（現株式会社野村総合研 究所）入社 昭和61年10月 野村コンピュータシステム ズ・アメリカ社長 平成6年6月 株式会社野村総合研究所取締 役 平成8年7月 N R I データサービス株式会 社常務取締役 平成11年6月 同社専務取締役 平成14年6月 株式会社野村総合研究所常勤 監査役 平成19年6月 株式会社アルゴ21社外監査役 平成19年6月 株式会社スクウェア・エニッ クス監査役（現任） 平成20年6月 当社社外取締役（現任） 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニッ クス・ホールディングス常勤 監査役（現任）	一株
9	湯 浅 紀 男 (昭和15年11月17日生)	昭和41年4月 株式会社湯浅代表取締役社長 （現任） 平成2年6月 株式会社シュテルン葛飾代表 取締役社長 平成8年4月 株式会社最上代表取締役社長 （現任） 平成12年9月 株式会社シュテルン葛飾代表取 締役会長（現任） 平成20年6月 当社社外取締役（現任）	2,000株

(注) 1. 取締役候補者松本南海雄氏は、株式会社ユアースポーツ及び株式会社南海公産の代表取締役を兼務しており、当社と前記各社との間に不動産賃借の取引関係があります。

2. 取締役候補者根津孝一氏は、株式会社ばばすの代表取締役であり、当社と当社との間には、経営管理、業務受託、商品供給及び金銭貸付の関係があります。
3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者大爺正博氏、小林諒一氏及び湯浅紀男氏は、それぞれ社外取締役の候補者であります。

5. 社外取締役候補者とする理由について

- (1) 大爺正博氏は、他の企業での代表取締役や社外取締役の経験を有しており、経営に関する高い見識と監督能力を引き続き当社の事業強化のために、客観的な立場より助言をいただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 小林諒一氏は、他の企業の役員や社外監査役の経験を有しており、経営に関する幅広い見識と専門知識を引き続き当社の事業強化のために、客観的な立場より助言をいただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 湯浅紀男氏は、他の企業の代表取締役を務めており、経営に関する高い見識と監督能力を引き続き当社の事業強化のために、客観的な立場より助言をいただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

6. 取締役候補者大爺正博氏は、当社設立（平成19年10月1日）に伴い社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年9ヶ月となります。

また、取締役候補者小林諒一氏及び湯浅紀男氏の両氏は、平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会において社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

7. 取締役候補者大爺正博氏、小林諒一氏及び湯浅紀男氏は、現在当社の社外取締役であり、各氏とは会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金10百万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

なお、各氏の再任が承認された場合、当社は責任限定契約を継続する予定であります。

第 4 号議案 監査役 1 名選任の件

本総会終結の時をもって監査役佐賀淳氏が辞任により退任いたしますので、その後任として監査役 1 名の選任をお願いしたいと存じます。なお、選任いただいた場合の任期は、第 4 回定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
大 森 哲 夫 (昭和24年2月18日生)	昭和44年8月 株式会社マツモトキヨシ入社 平成17年7月 同社総務部長 平成20年1月 当社総務部長 平成21年2月 当社顧問（現任）	1,800株

（注）上記候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。

第5号議案 当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）更新承認の件

平成20年6月27日開催の当社第1回定時株主総会において、当社株式等の大規模な買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「原プラン」といいます。）の継続についてご承認を得ましたが、その有効期限は本定時株主総会終結の時までとしておりました。

本議案は、関係法令の改正、司法判断の内容、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、原プランを一部修正・変更の上、株主の皆様はその継続のご承認をお願いするものであります（一部修正・変更された原プランを、以下「本プラン」といいます。）。修正・変更点は以下のとおりです。

- （1）大規模買付者に対して、当社取締役会に提出していただくべき必要情報の提出期限を設定。
- （2）取締役会による検討期間の一本化及びそれに伴う延長期間の設定。
- （3）取締役会で対抗措置の発動にあたり株主総会の承認を得る場合の手続きについて明記。
- （4）独立委員会の選任基準について、社外取締役を追加。
- （5）対抗措置の発動の中止を追加。
- （6）有効期間を1年間から3年間に延長。
- （7）独立委員会委員の変更。

本プランは、本定時株主総会のご承認が得られた場合には、3年間継続され、もしご承認が得られなかった場合には、廃止されることになります。また、その後3年ごとに定時株主総会において継続の可否についてご承認を得るものとします。

1. 導入の目的

1) 導入の目的

本プランは、特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的とする当社株券等³の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（買付け方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といい、「大規模買付行為」を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値を著しく毀損させる可能性を有する場合において、当社グループの企業価値を確保するため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

2) 当社の企業価値向上の取組み

当社グループは、

「1st for You. あなたにとっての、いちばんへ。

私たちは、すべてのお客様のためにまごころをつくします。

私たちは、すべてのお客様の美と健康のために奉仕して参ります。

私たちは、すべてのお客様にとって、いちばん親切なお店を目指します。」を経営理念としています。

この経営理念に基づき、地域に密着した「かかりつけ薬局」とセルフメディケーションを推進するため、顧客視点での営業に注力しております。顧客視点にたち、お客様の高度化するニーズに応え、お客様との信頼関係をより高めることが、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保することにつながると考えております。

中長期的には、当社グループでは企業価値の向上のため、規模だけを追求するのではなく、収益性と効率性を改善させることを重点に置き、以下の施策を推進してまいります。

お客様に対して、生活を改善することを目的とした価値の提供、すなわち、適切なカウンセリング、それぞれの地域や個店のお客様のニーズにあった品揃え、ロイヤルカスタマーの拡大、価値のあるプライベートブランド商品の提案、を実現してまいります。

上記の価値提供の実現と企業体質を強化するため、効率的に店舗が運営できるよう店舗と本部組織の業務の改善に努め、一方では効果的な店舗投資ができるようにしてまいります。

また、差別化を生み出すのは“人”であるとの考えから、継続して従業員の専門的な知識の向上のための教育を実施するとともに、その礎となる仮説構築力、コミュニケーション能力の向上にも注力してまいります。

3) 導入の必要性

わが国では、資本市場の発展に伴い、経営権の主導に影響する買収が見受けられるようになりました。このような買収の中には、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」もありますが、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、このような買収行為を一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には当社株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、このような買収の場合には、現ビジネスモデルに対する認識の相違や、それに関連したステークホルダーとの関係変更に伴い、企業価値・株主共同の利益に反する結果を与える可能性も否定できません。そのため、大規模買付者に対し、大規模買付行為の目的、方法、買付後の経営計画、当社グループの従業員及び現在のお取引先様等に対する考え方についての情報提供を求め、それに対する当社取締役会の意見を公表し、それらの情報をもとに株主の皆様が適切に検討できるための十分な時間を確保すること、また大規模買付者との交渉の機会を確保すること、株主の皆様へ代替案を提示すること等により、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保することが不可欠であると考えております。

当社株式の保有状況としては、別紙3から推測しますと、50%を超える当社株式が信託銀行等の機関投資家や外国法人等に保有されており、当社の株主の分布状況は広範に渡っております。

また、平成21年3月31日現在、当社取締役及びその関係者によって、当社発行済株式の約21.99%が保有されておりますが、その大多数は個人株主であり、その各々の事情により、今後当社株式の譲渡や、その他の処分をしていく可能性があり、この持株比率が変動する可能性は否定できません。

また、当社グループの拡大施策として、直営店舗の新規出店や、M&Aの機動的な推進を行っており、その施策を遂行する上では資金調達が必要になることも考えられます。その資金調達の方法としては、株式市場からの資金調達も有力な選択肢の一つと考えており、その場合は、現在の当社取締役及びその関係者が保有する持株比率や、株主の皆様が保有する持株比率が希釈化される可能性もあります。

これらの状況により、当社株式の流動性は、現時点において既に高い状況にあり、上記施策を実現する上では、今後一層高まる可能性があるものと考えられます。そのため、今後当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する株式の大量買付が提案される可能性も否定できません。

そこで、当社は、当社の株式に対して、大規模買付行為が行われた場合、その大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損させるものでないかについて、株主の皆様が必要かつ十分な情報と相当な検討期間に基づき判断することができるようにするため、本プランを導入することを決定いたしました。

-
- 1 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）または、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
 - 2 議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、(ii) 特定株主グループが、1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書または四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
 - 3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

2. 買収防衛策の内容

1) 概要

本プランの概要は、（１）大規模買付者は大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、必要かつ十分な情報提供を行います。（２）当社取締役会は、当該情報に対し必要と考えられる一定の評価期間において検討を行い、当社取締役会としての意見を公表します。なお、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付行為者との間で条件改善の交渉をし、または、株主の皆様へ代替案の提示をする場合があります。（３）大規模買付行為は、当社取締役会の評価期間を経た後でのみ実施することができます。（４）大規模買付者が、上記の一定の情報提供ルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しない場合、若しくは大規模買付行為が、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反すると判断される場合にのみ、対抗措置が発動されることがある、というものです。

2) 大規模買付ルールの内容

（１）情報提供

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、事前に、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約書を提出していただきます。当該誓約書には、大規模買付者の名称、本社所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大規模買付行為の概要及び期間を示していただきます。当社取締役会は、誓約書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、当初提出いただくべき情報のリストを交付します。本情報の詳細は、大規模買付者の属性によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- i) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細
 - ・経歴または沿革
 - ・資本構成
 - ・役員構成
 - ・主要業務
 - ・主要株主
 - ・グループ組織図
 - ・直近３年間の有価証券報告書
 - ・当該買付等による買付等と同種の過去の取引の詳細及びその結果対象会社の企業価値に与えた影響
- ii) ドラッグストアに関する業務経験
- iii) 現在の当社株式保有割合
- iv) 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）

- v) 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、担保提供の有無、関連する取引の内容を含みます。）
- vi) 買付の目的、方法、及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性を含みます。）
- vii) 経営計画
 - ・ 経営方針
 - ・ 経営計画・事業計画
 - ・ 財務政策・資本政策
 - ・ 配当政策
 - ・ 買収後3年間の数値目標
 - ・ 役員候補者の略歴
- viii) 現在における当社及び関係会社との取引関係
- ix) 大規模買付行為完了後の当社の役割
- x) 大規模買付行為後の当社グループの従業員・取引先・顧客・その他ステークホルダーに対する関係の変化の有無及び処遇方針
- xi) 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

当社取締役会は、提供していただいた資料を検討の上、不十分であると判断した場合には、必要と考えられる情報（以下上記 i ～ xi と併せて「必要情報」といいます。）を追加で求めます。また、大規模買付ルールの迅速化を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に提出期限を定める場合があります。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった場合には速やかに公表いたします。また、提供いただいた資料の一部または全部について、適切と判断する時点で公表いたします。

当社取締役会は、必要情報が揃った場合には、「（2）取締役会における検討及び評価の公表」に記載する取締役会における検討を開始します。

また、当社が大規模買付者に対し、当初提出いただくべき情報のリストを交付してから60日を経過しても当社が求める必要情報が提出されない場合には、その時点で大規模買付者へ必要情報の提供を求めることを打ち切り、取締役会における検討を開始します。ただし、大規模買付者より必要情報の提供期限の延長の申出があり、その理由が合理的と認められるときは、更に、30日間を上限として提出期間を延長することができるものとします。

（2）取締役会における検討及び評価の公表

当社取締役会は、当社取締役会に対する必要情報の提供が完了した日から60日間を上限として、当該大規模買付行為について、評価、検討、交渉、意見形成及び代替案の立案のために必要な期間（以下、この期間を「取締役会評価期間」といいます。）を設定し、当該大規模買付行為

が当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持・向上に適うか、第1次的な判断を行います。

なお、当社取締役会は、取締役会評価期間について、必要に応じて、独立委員会に諮問の上、当初設定期間から更に30日を限度として延長することができるものとします。なお、取締役会評価期間を延長する場合には、延長するに先立ち、延長期間及びその理由を公表いたします。

当社取締役会は、当該大規模買付行為について、独立委員会（後記3）（3））に諮問し、必要に応じ外部専門家等の助言及び監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、当社取締役会は必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示する場合もあります。

大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。

3) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益の向上に資すると判断した場合は、対抗措置の不発動を決議し、その旨の意見を公表します。一方、当該大規模買付行為や、買付後の経営方針等に問題点があると考えた場合は、反対意見を表明、または、代替案を提案します。

当社取締役会は、当該大規模買付行為に反対であっても、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合においては、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動は決議いたしません。株主の皆様が、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案及び当社取締役会からの意見または代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が、以下の種類のいずれかに該当し、当社取締役会において、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合、かつ、対抗措置を発動することが妥当であると判断した場合は、例外的に、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として無償割当てによる新株予約権の発行等（無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙1に記載のとおりです。）、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。

す。もっとも、対抗措置の発動は、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと判断する場合に限り行うものであり、以下の類型に形式的に該当することのみを理由として対抗措置を発動することはいたしません。

- i) 以下に掲げる行為等により当社グループの企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付等である場合
 - ① 株式を買占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 会社を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - ③ 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に大規模買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ④ 会社の資産を大規模買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ii) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合
- iii) 大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社グループの企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれる場合
- iv) 買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実現可能性、買付後における当社グループの従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当である場合

なお、対抗措置を発動するか否かの判断に際しては、外部専門家等の意見を参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえ、当社取締役会で決議するものとします。

ただし、独立委員会が対抗措置の発動に当たり株主総会の承認を得ることを条件とする勧告をした場合には、当社取締役会は、株主総会の開催が著しく困難である場合を除き、法令等の定めに従い速やかに株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、当該株主総会において、対抗措置の発動に関する議案が普通決議にて可決された場合には、対抗措置を発動する旨の決議を行い、逆に否決された場合には、対抗措置を発動しない旨の決議を行います。

この場合、大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者は、当社取締役会が対抗措置を発動しない旨の決議を行うまで、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定及び対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言及び監査役の意見も参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定にあたっては、大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していないこともある等の事情を考慮し、当社取締役会が提出を求めた必要資料の一部が提出されていないということのみを理由に大規模買付ルールの不遵守という認定はしないものとします。

(3) 独立委員会

当社取締役会は、本プランの客観的・合理的・公正な運用のために、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）。

独立委員会の委員は3名以上とし、委員は、当社の経営陣から独立している社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等の中から選任します。独立委員会は、本プランの実行時において、大規模買付者に対し適正な情報提供を求めているか、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、大規模買付者による大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく毀損していないか、対抗措置を発動すべきか等について、取締役会の決定における恣意性を排除し、客観性を確保することを目的とします。当社取締役会は、前記検討時において独立委員会に必ず諮問し、独立委員会は当社取締役会にその意見を勧告するものとします。独立委員会は、必要に応じ、当社取締役・監査役・従業員に会議への出席を要求し、必要な情報の提供・説明を求めることができます。また、独立委員会は、合理性、客観性を求めるため、当社の費用で第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。独立委員会の勧告は公表されるものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとします。これにより、当社取締役会の判断における客観性・公正性・合理性を確保できると考えております。

(4) 対抗措置の発動の中止

当社取締役会は、大規模買付者が買付を撤回した場合または対抗措置発動の勧告を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置を発動することが相当ではないと判断した場合には、対抗措置の発動の中止を決議することができます。また、独立委員会は、大規模買付者が買付を撤回した場合または対抗措置の発動の勧告を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置を発動することが相当でなくなったと判断した場合には、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を中止するよう勧告できるものとします。これを受け、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動を中止するか否かを決議します。

当社取締役会が対抗措置の発動の中止を決議した場合、速やかに当該決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

対抗措置の中止が決定された場合には、以下の手続となります。

- i) 新株予約権の無償割当てが決議され新株予約権の無償割当て日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権の割当てを中止します。
- ii) 新株予約権の無償割当て実施後、新株予約権の行使期間開始日の前日までに中止が決定された場合には、新株予約権者に当社株式を交付することなく、当社による新株予約権の無償取得を行います。

4) 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、大規模買付行為に対して、当社株式の継続保有における検討材料の公表や、当社取締役会の意見を表明する機会等を保障することを目的としております。それにより、当社株主の皆様が大規模買付行為に対する諾否を適切・十分な情報を元にご判断いただくことが可能になるものと考えており、当社株主の皆様の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響

当社が大規模買付行為に対する対抗措置を発動した場合、大規模買付者以外の株主の皆様には、対抗措置の仕組上、法的権利または経済的側面において格別の損失が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施した場合には、当社株主の皆様には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に、新株予約権 1 個当たり 1 円以上の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

ただし、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

また、新株予約権の基準日以後においても、例えば、大規模買付者が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、または、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1 株当たりの株式の希釈化は生じませんので、1 株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

5) 有効期間

本プランの有効期間は、平成24年 6 月末開催予定の当社定時株主総会終結の時までの 3 年間とします。

上記定時株主総会において、本プランの継続について株主の皆様のご承認を得ることとし、承認が得られた場合は、3 年間有効期間が延長されるものとします。以後も 3 年ごとに同様の承認を得るものとしますが、承認が得られなかった場合において、本プランは当該定時株主総会終結の時をもって廃止となります。

但し、有効期間内であっても、本プランを廃止する旨の取締役会決議または株主総会決議がなされた場合には、その時点で本プランは廃止となります。

また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法及び金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本プランの随時見直しを行い、本プランの本質的な変更については、株主総会において承認を得て行うものとします。

本プランは、その有効期間内であっても、当社取締役会により本プランを修正する旨の決議が行なわれた場合は、その時点で修正されるものとします（ただし、本質的な変更は除きます。）。

当社取締役会は、本プランの有効期間内に本プランを修正する場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、修正することを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

以上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる発行条件と対象株主

当社取締役会が基準日と定める日における、最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき、1個の割合で、新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日と定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、新株予約権1個に対し1株とする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権は、当社取締役会の承認を経た上で譲渡することができる。

6. 行使条件

次の①ないし⑥に規定する者は、原則として新株予約権を行使できない。

① 特定大量保有者¹

② その共同保有者²

③ 特定大量買付者³

④ その特別関係者⁴

⑤ 上記①ないし④記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ずに譲り受けもしくは承継した者

⑥ 上記①ないし⑤記載の者の関連者⁵

7. 行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

8. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「新株予約権取得日」）において、上記6の規定により本新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、取得日の前日までに未行使のものをすべて取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる。

また、当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

9. その他

その他、本件新株予約権の内容の詳細は、新株予約権無償割当決議において別途定める。

- 1 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。
- 2 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。
- 3 公開買付けによって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に定義される。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。
- 4 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。
- 5 「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

独立委員会の概要

1. 委員

独立委員会は社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等、3名以上で構成される。

委員の任期は、選任された日から3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 独立委員会の権限と責任

独立委員会は、大規模買付行為時において、大規模買付行為に関する当社取締役会からの諮問がある場合には、これを検討の上、独立委員会としての意見を決定し、取締役会に対しその決定内容にその理由を付して勧告する権限と責任を有する。なお、独立委員会の各委員は、決定にあたっては当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

なお、独立委員会は、各委員の意見の決定にあたり適切な判断を確保するために必要と考えられる場合には、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

3. 独立委員会の決議要件

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

4. 委員の氏名及び略歴

独立委員会の委員は、以下の4名である。

三好 徹（みよし とおる）

【略 歴】

昭和22年4月生

昭和48年9月 司法試験合格

昭和51年4月 弁護士登録 柏原法律事務所所属

昭和53年9月 三好総合法律事務所開設（現任）

平成4年10月 株式会社マツモトキョシ顧問弁護士

平成19年10月 当社顧問弁護士（現任）

当社独立委員会委員就任（現任）

三宅 明（みやけ あきら）

【略 歴】

昭和9年11月生

昭和62年7月 三井生命保険相互会社取締役証券部長

平成6年7月 同社代表取締役専務

平成9年4月 同社代表取締役社長

平成16年4月 三井生命保険株式会社名誉顧問（現任）

平成19年10月 当社独立委員会委員就任（現任）

小林 諒一（こばやし りょういち）

【略 歴】

昭和21年10月生

昭和61年10月 野村コンピュータシステムズ・アメリカ社長

平成6年6月 株式会社野村総合研究所取締役

平成11年6月 NRIデータサービス株式会社専務取締役

平成14年6月 株式会社野村総合研究所常勤監査役

平成19年6月 株式会社スクウェア・エニックス監査役（現任）

平成20年6月 当社社外取締役就任（現任）

平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス常勤監査役（現任）

鈴木 哲（すずき さとる）

【略 歴】

昭和21年6月生

平成4年4月	安田火災海上保険株式会社（現株式会社損害保険ジャパン） 佐賀支店長
平成12年4月	同社理事千葉支店長
平成15年4月	同社理事住宅金融公庫部長
平成17年6月	電気興業株式会社常勤監査役
平成20年6月	当社社外監査役就任（現任） 株式会社マツモトキヨシ社外監査役就任（現任）

なお、上記4名と当社との間に特別の利害関係はありません。

当社株主の状況

1. 大株主の状況

平成21年3月31日現在の当社の大株主（上位10名）の状況は以下のとおりです。

株主名	所有株式数 (株)	出資比率 (%)
松 本 鉄 男	5,615,400	11.76
松 本 南 海 雄	4,169,040	8.73
ノーザントラストカンパニー（エイブイエフシー） サブアカウントアメリカンクライアント （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	4,047,875	8.48
株 式 会 社 千 葉 銀 行	2,147,800	4.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	2,041,400	4.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,996,100	4.18
株 式 会 社 南 海 公 産	1,743,588	3.65
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシー リニューエスタックスエグゼンブテッドペンションファンズ （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	1,732,200	3.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,586,500	3.32
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	1,135,100	2.38
合 計	26,215,003	54.91

（注）1. 当社の自己株式5,836,832株は上記の表から除いております。

2. 出資比率は自己株式5,836,832株を控除して計算しております。

2. 株主数
10,828名

3. 所有者区分別状況

所有者区分	株主数	所有株式数 (株)	所有株式数の割合 (%)
金融機関	53	12,436,900	23.21
金融商品取引業者	29	392,598	0.73
その他法人	174	6,849,453	12.79
外国法人等	215	14,659,349	27.36
個人・その他	10,356	13,403,882	25.02
自己名義株式	1	5,836,832	10.89
合計	10,828	53,579,014	100.00

以 上